

令和7年度

千葉県包括外部監査結果報告書  
【概要版】

社会教育施設の維持管理運営及び社会教育事業に係る財務事務の  
執行並びに関連する出資団体の出納その他の事務の執行について

令和8年3月

千葉県包括外部監査人

公認会計士 草薙 信久



## 目 次

<b>第1 外部監査の概要</b> . . . . .	<b>1</b>
1. 外部監査の種類 . . . . .	1
2. 選定した特定の事件（テーマ） . . . . .	1
3. 監査対象期間 . . . . .	1
4. 監査対象部局等 . . . . .	1
5. 監査実施期間 . . . . .	1
6. 監査補助者 . . . . .	1
7. 特定の事件の選定理由 . . . . .	2
8. 監査の視点 . . . . .	6
9. 主な監査手続等 . . . . .	6
10. 監査の結果 . . . . .	7
11. 利害関係 . . . . .	7
<b>第2 外部監査の結果</b> . . . . .	<b>8</b>
<b>I 外部監査の総括</b> . . . . .	<b>8</b>
1. 監査結果について . . . . .	8
2. 監査結果の総括 . . . . .	12

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37及び千葉県包括外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年条例第1号）第2条の規定による包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

社会教育施設の維持管理運営及び社会教育事業に係る財務事務の執行並びに関連する出資団体の出納その他の事務の執行について

### 3. 監査対象期間

令和6年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部令和7年度

### 4. 監査対象部局等

(1) 教育庁教育振興部に属する次の課

生涯学習課

(2) 環境生活部スポーツ・文化局に属する次の課

文化振興課、競技スポーツ振興課、生涯スポーツ振興課

(3) 千葉県出資団体

公益財団法人千葉県文化振興財団、一般財団法人千葉県まちづくり公社

※ 上記を主管課とする出先機関及び関係施設を含む。

### 5. 監査実施期間

令和7年6月2日から令和8年2月28日まで

### 6. 監査補助者

松原 創（公認会計士）

金 福実（公認会計士）

田村 奈央子（公認会計士）

青木 茂 (公認会計士)  
嶋田 有吾 (公認会計士)  
渡邊 浩文 (公認会計士)  
豊田 泰士 (弁護士)

## 7. 特定の事件の選定理由

「人生100年時代」、「超スマート社会 (Society 5.0)」に向けて社会が大きな転換点を迎える中であって、生涯学習の重要性は一層高まっている。県民一人一人が、いつでも、どこでも学ぶことができ、その成果を生かし、生涯にわたり活躍し続けられる社会の実現を図るための環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくり、生涯学習社会の実現のための取り組みが求められている。そのような中、図書館、美術館、博物館、生涯学習センター、青少年教育施設等においては施設の特徴を生かした様々な学習機会が提供されており、県民一人一人の生涯を通して学びを支援している。

千葉県においては、全ての県民が生きる価値、働く価値を感じられる「千葉の未来」を創造していくための指針として、「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」(以下、「総合計画」という。)が策定されており、そこで示されている基本構想を実現するための実施計画が、現在、展開されている。

このような状況に対して、総合計画では、「政策分野 V-2 連携・協働による社会づくり」及び「政策分野 VI-3 千葉の特徴・歴史を生かした文化・スポーツ振興」に関する重点的に取り組む施策・事業を次のとおり整理し、事業実施のための予算の確保と適切な事業の執行・進捗管理に努めている。

### 【政策分野 V-2 連携・協働による社会づくりに係る施策項目】

- |                                |
|--------------------------------|
| 施策項目 V-2-① 多様な主体の連携・協働による社会づくり |
| V-2-①-1 SDGs の考え方の理解促進         |
| V-2-①-2 多様な主体の連携・協働による課題解決の推進  |
| V-2-①-3 地域社会を豊かにする県民活動の推進      |
| V-2-①-4 生涯学習社会を目指した取組の推進       |

出典：千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～から抜粋

### 【政策分野 VI-3 千葉の特徴・歴史を生かした文化・スポーツ振興に係る施策項目】

- |                                     |
|-------------------------------------|
| 施策項目 VI-3-① 文化芸術の振興                 |
| VI-3-①-1 あらゆる人々が文化芸術に親しむことができる環境づくり |

VI-3-①-2	ちばの多様な伝統文化が輝き続ける地域づくり
VI-3-①-3	新たな文化芸術の価値を創造できる社会づくり
VI-3-①-4	次代を担う子どもや若者がちばの文化芸術に触れる機会づくり
VI-3-①-5	ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信
施策項目VI-3-② スポーツの振興	
VI-3-②-1	人生を豊かにするスポーツの推進
VI-3-②-2	誰もが共に楽しめるパラスポーツの推進
VI-3-②-3	スポーツ環境の整備・充実
VI-3-②-4	競技力の向上
VI-3-②-5	スポーツの価値の発信

出典：千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～から抜粋

千葉県の社会教育施設として、3か所の図書館、5か所の美術館・博物館、1か所の博物館類似施設、5か所の青少年教育施設、1か所の女性教育施設、25か所の体育施設、5か所の劇場・音楽堂等、1か所の生涯学習センターが設置されている。令和3年度社会教育調査報告書によると、3か所の図書館（千葉県立中央図書館、千葉県立西部図書館、千葉県立東部図書館）については、89名の職員（令和3年10月1日現在）を配置してすべて直営で管理運営を行っている。また、5か所の美術館・博物館については、250名の職員を配置して、千葉県立美術館、千葉県立中央博物館、千葉県立現代産業科学館、千葉県立関宿城博物館の4か所は直営で管理運営を行い、千葉県立房総のむらは指定管理者が管理運営を行っている。5か所の青少年教育施設（県立手賀の丘青少年自然の家、県立水郷小見川青少年自然の家、県立君津亀山青少年自然の家、県立東金青少年自然の家、県立鴨川青少年自然の家）については、72名の職員を配置してすべて指定管理者が管理運営を行っている。5か所の劇場・音楽堂等については、132名の職員を配置してすべて指定管理者が管理運営を行っている。加えて、1か所の生涯学習センター（さわやかちば県民プラザ）については、31名の職員を配置してすべて直営で管理運営を行っている。

このように、県の社会教育事業は、多くの施設において多くの職員を配置して行われていることから、多額の予算を必要とする事業である。また、主要な監査対象課である教育庁教育振興部生涯学習課並びに環境生活部スポーツ・文化局文化振興課、競技スポーツ振興課及び生涯スポーツ振興課の令和6年度の予算現額の合計は162億2,357万円であることから、予算規模としての重要性は高い。

一方、資産の保有状況については、監査対象課が保有する主な社会教育施設の建物残高は次のとおりであり、建物の決算価格の合計は735億8,566万円であることから、資産規模としても重要性は高い。

## 【主な社会教育施設に係る建物残高】

(単位：千円)

区分	施設の名称	設置年	決算価格
図書館	千葉県立中央図書館	昭和 43 年	706, 352
	千葉県立西部図書館	昭和 62 年	1, 031, 887
	千葉県立東部図書館	平成 10 年	2, 222, 237
青少年教育施設	千葉県立手賀の丘青少年自然の家	平成 5 年	1, 889, 596
	千葉県立水郷小見川青少年自然の家	平成 9 年	2, 561, 076
	千葉県立君津亀山青少年自然の家	昭和 61 年	1, 122, 753
	千葉県立東金青少年自然の家	昭和 47 年	273, 159
	千葉県立鴨川青少年自然の家	昭和 63 年	1, 172, 634
生涯学習センター	さわやかちば県民プラザ	平成 8 年	8, 567, 299
美術館・博物館	千葉県立美術館	昭和 49 年	2, 597, 573
	千葉県立中央博物館	平成元年	9, 687, 609
	千葉県立現代産業科学館	平成 6 年	4, 917, 745
	千葉県立関宿城博物館	平成 7 年	1, 472, 660
	千葉県立房総のむら	昭和 61 年	2, 801, 855
劇場・音楽堂等	千葉県文化会館	昭和 42 年	942, 900
	青葉の森公園芸術文化ホール	平成 4 年	4, 126, 582
	千葉県東総文化会館	平成 3 年	3, 884, 106
	千葉県南総文化ホール	平成 9 年	5, 804, 852
体育施設	千葉県総合スポーツセンター	昭和 41 年	7, 731, 927
	千葉県国際総合水泳場	平成 8 年	10, 070, 861
合 計			73, 585, 663

千葉県文化会館については、施設老朽化により大規模改修を行い、令和 5 年 4 月から令和 7 年 6 月まで休館し、令和 7 年 7 月にリニューアルオープンした。また、千葉県立中央図書館は、老朽化と耐震性能不足が問題となっていることから、新県立図書館等複合施設の整備を計画している。千葉県総合スポーツセンターについても、令和元年台風 15 号の被害により利用停止中の体育館の現地建替え計画が進んでいる。一方で建築からの経過年数を見ると、一般的に大規模な改修工事が必要とされる

建築後 30 年を経過した建物があり、多くの社会教育施設については老朽化が進んでいる。このため、今後、施設の老朽化に伴う大規模改修や建替えのための財政負担の増大・集中が予想されるとともに、適切な維持管理が実施されなければ、建物の安全性や運営、行政サービスの提供に支障が生じることが懸念される状況である。そのため、施設の維持管理に当たっては、安全性の確保を最優先にしつつも、限られた予算の配分や工事期間中の利用者満足度の確保にも配慮しつつ、長寿命化のための改修工事を計画的に進めていくことが求められている。

したがって、県の社会教育事業・施設に関して、県職員の勤怠管理や物品の管理、指定管理を含む委託業務の管理、施設・設備の維持管理について効果的・効率的に実施されているかといった点について、包括外部監査で検証する意義は大きい。また、生涯学習・社会教育の推進を目的として千葉県がヒト・モノ・カネ・情報・時間といった経営資源を投入して実施している各種施策の有効性といった点についても、検証の必要性がある。

また、県では、平成 22 年 3 月に策定した「千葉県コンプライアンス基本指針」に基づき、コンプライアンスの推進に取り組むとともに、近年の人口減少社会において、業務の効率化や業務目的のより効果的な達成が必要となることを踏まえ、令和 2 年度から内部統制制度を導入している。監査テーマに係る財務事務の執行を監査するに当たっては、当該事務事業の法令及び条例等に関する準拠性及び経済性・効率性を検証することに加え、個別の業務プロセスに係る内部統制の整備・運用状況を付随的に検証することが重要である。過去に発見された内部統制の不備の改善状況を確認し、新たな視点で業務プロセスに係る内部統制の整備・運用状況について検証することを、包括外部監査の過程において付随的な目的として実施することで、千葉県の今後の内部統制制度の推進に資することも期待できる。

加えて、千葉県の出資団体である公益財団法人千葉県文化振興財団（千葉県出資比率：52%）及び一般財団法人千葉県まちづくり公社（千葉県出資比率：100%）は、監査対象課が所管する指定管理業務を実施しており、社会教育施設の管理運営に重要な役割を果たしている。

以上のような分析・評価に基づき、今年度の監査テーマとして「社会教育施設の維持管理運営及び社会教育事業に係る財務事務の執行並びに関連する出資団体の出納その他の事務の執行について」を適切なものと判断し、特定の事件として選定するものである。

## 8. 監査の視点

千葉県の子社会教育施設（図書館、青少年教育施設、生涯学習センター、美術館・博物館、劇場・音楽堂等及び体育施設）の維持管理運営及び社会教育事業に係る財務事務の執行並びに関連する出資団体の出納その他の事務の執行に関する主な監査の視点は次のとおりである。

- (1) 社会教育施設の維持管理運営及び社会教育事業に係る財務事務の執行並びに関連する出資団体の出納その他の事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて、内部統制の整備・運用状況も含めて検証する。
- (2) 社会教育施設の維持管理運営及び社会教育事業に係る財務事務の執行並びに関連する出資団体の出納その他の事務の執行を合規性の視点で検証することと併せて、千葉県の社会教育に関する計画で掲げられている目標等を達成するために効果的に実施されているかどうかについて、内部統制の整備・運用状況も含めて検証する。
- (3) 社会教育施設の維持管理運営及び社会教育事業に係る財務事務の執行並びに関連する出資団体の出納その他の事務の執行が、経済性・効率性・公平性等の面でも改善余地がないかどうかについて、内部統制の整備・運用状況も含めて検証する。

## 9. 主な監査手続等

社会教育施設の維持管理運営及び社会教育事業に係る財務事務の執行並びに関連する出資団体の出納その他の事務の執行を監査するために、監査対象の各所管課等に対して、必要と考えられる資料を依頼し、次のような監査手続を実施した。

- (1) 社会教育施設の維持管理運営及び社会教育事業に係る予算・決算の状況等について、各所管課等から説明を受け、必要な質疑応答を実施した。監査に必要と考えられる資料を依頼し、閲覧・分析することで、当該事務の執行が法令、条例及び規則等に基づいて執行されているかどうか確認した。
- (2) 社会教育施設の維持管理運営及び社会教育事業に係る財務事務の執行並びに関連する出資団体の出納その他の事務の執行について、経済性・効率性・公平性等の面からの検証を行うため、これらの管理業務において、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについての質問及び資料の閲覧・分析を行った。その過程で、事務の執行等の詳細を把握し、各所管課等の内部統制の状況を把握し、

問題点の抽出及び検証を実施した。

なお、監査の実施過程において、社会教育施設等を現場往査し、維持管理体制及び事業の執行状況等を実地で把握した。現場往査の対象とした施設は次のとおりである。

施設名	施設所管課
千葉県立中央図書館	生涯学習課
千葉県立西部図書館	
千葉県立東部図書館	
千葉県立鴨川青少年自然の家	
さわやかちば県民プラザ	
千葉県立美術館	文化振興課
千葉県立中央博物館（本館、大利根分館、分館海の博物館）	
千葉県立現代産業科学館	
千葉県立房総のむら	
千葉県文化会館	
青葉の森公園芸術文化ホール	
千葉県東総文化会館	
千葉県総合スポーツセンター	競技スポーツ振興課
千葉県国際総合水泳場	

## 10. 監査の結果

監査の結果として、指摘事項は 37 件、意見は 65 件であった。

## 11. 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 外部監査の結果

### I 外部監査の総括

#### 1. 監査結果について

今年度の包括外部監査の実施結果を一覧表にして示しているのが次の【外部監査の結果一覧表】である。この一覧表にまとめられた指摘及び意見は、外部監査人側と監査対象部局等とが数回にわたって協議を重ね、指摘及び意見の内容に係る今後の措置の実施についての理解を共有したものである。

ここで、「指摘」とは監査対象部局等が執行する財務事務等について、法令等に反する場合や事務処理の結果等が不当であると考えられる場合に合規性違反又はそれに準ずるものとして監査結果報告書に記載しなければならないものである。一方、「意見」は、当該財務事務等が合規性違反又はそれに準ずるものではないが、経済性・効率性又は有効性の面で改善の余地が大きい場合に、監査結果報告書に記載することができるものである。指摘も意見も監査対象部局等に対して改善措置を求めるものとしては同様であるが、指摘は合規性違反又はそれに準ずるものに係るものであるため、より厳格に改善措置が要求されるものである。

【外部監査の結果一覧表】

項目	指摘	意見
I 社会教育施設について		
1. 千葉県立図書館について		
① 故障した備品の長期保管について	1	
② 将来供用予定のない備品の不用決定について	1	
③ 不用決定後の備品の長期保管について		1
④ 長期延滞資料の不用決定手続について	1	
⑤ 図書館資料の複写サービスについて		1
⑥ 重複図書資料の長期段ボール保管について	1	
⑦ マイクロフィルムの保存環境及び劣化対策について		1
⑧ 長期延滞者に対する資料貸出停止措置について		1
⑨ 図書資料の保存環境について		1
⑩ 契約変更について	1	
⑪ 低入札価格調査制度における履行の確認について		1
2. 千葉県立鴨川青少年自然の家について		
① 施設の維持管理について		3

項目	指摘	意見
② 備品出納簿での所在場所の登録について	1	
③ 指定管理者が購入した備品の帰属について	1	1
④ 活用することが見込まれない公用車について	1	
⑤ 指定管理者が所有する動産の管理運営業務への流用について	2	
3. さわやかちば県民プラザについて		
① 改修工事による施設の有効活用について		1
② 改修工事対象外の稼働率の低い部屋の有効活用について		1
③ 使用停止中の遊休エリアについて		1
④ 内アゴラの雨漏りについて		1
⑤ 施設の維持管理方法について		2
⑥ 長期間使用していない設備について		1
⑦ 備品出納簿での所在場所の変更について	1	
⑧ 備品の保存状況について	1	
⑨ 将来供用予定のない備品の不用決定について	1	
⑩ 備品の調査・確認について	1	
⑪ 施設改修に伴う備品の整理について		1
⑫ システム運用保守委託における特記仕様書の不遵守について	1	
⑬ ネットワーク保守契約における仕様書不備と予定価格の妥当性について	1	
⑭ 使用料改定誤反映による誤徴収及び還付事務について		1
4. 千葉県立美術館について		
① 委託販売物品の財産管理及び契約管理について	1	
② アトリエの使用許可手続未整備に係る行政財産管理について		1
③ オリジナルグッズの譲渡に係る財産管理手続について		1
④ 資料データベースへの登録未反映について		1
⑤ 収蔵品保管環境及び施設老朽化について		1
⑥ 無料入館者の増加に伴う料金体系の見直しについて		1
⑦ レストラン機能休止に伴う来館者サービスの低下について		1
⑧ 招待券配布に係る効果検証について		1
⑨ 契約の単位について		2

項目	指摘	意見
⑩ 収蔵資料の修復業務における随意契約の透明性確保について		1
⑪ SNS 活用強化に係る委託業務の妥当性について		2
⑫ 国際文化事業における仕様書記載不備について	1	
⑬ 海外派遣旅費に係る合理性の確認について		1
⑭ 旅費支給に係る辞退記録の不備について		1
5. 千葉県立中央博物館について		
① 作業工程表等の未提出について	1	
② 事業報告書の記載内容について		1
③ 未整理の収蔵品と書籍について		1
④ 毒物及び劇物の保管管理について		1
⑤ 故障中の設備への対応について		1
⑥ 博物館資料のデジタル化について		1
⑦ 収蔵庫管理細則と実務との整合性について		1
⑧ 将来供用予定のない備品の不用決定について	1	
⑨ 情報機器とアプリケーションの老朽化について		1
⑩ 備品出納簿での所在場所の変更について	1	
⑪ 収蔵品として登録されていない民俗資料について		1
⑫ 施設整備計画の早期の策定について		1
6. 千葉県立現代産業科学館について		
① 備品の調査・確認について	1	
② コインロッカーの故障放置について		1
③ 収蔵品のタグ管理について		1
④ 博物館資料のデジタル化について		1
⑤ 博物館借用資料の事務管理について	2	1
⑥ 常設展示設備及び環境衛生設備の長期使用不能について		1
7. 千葉県立房総のむらについて		
① 継続して所在の確認がとれない備品について	1	
② 将来供用予定のない備品の不用決定について	1	
③ 備品の廃棄手続について	1	
④ 所在不明の収蔵品について	1	
⑤ 博物館資料のデジタル化について		1
⑥ 指定管理者が購入した備品の帰属について	1	1
⑦ 指定管理業務の未実施から生じる余剰金について	1	

項目	指摘	意見
⑧ 施設の維持管理（茅葺屋根の修繕）について		1
8. 千葉県立文化会館について		
① 備品の調査・確認について	1	
② 施設の維持管理について		1
③ 予定価格の設定と参考見積について		1
④ 低入札価格調査制度における履行条件の確認について		1
9. 千葉県総合スポーツセンターについて		
① 指定管理者が購入した備品の帰属について	1	1
② 将来供用予定のない備品の不用決定について	1	
③ 廃棄年度を経過している行政文書の未廃棄と管理上の不備について	2	
④ 備品出納簿での所在場所の変更について	1	
⑤ ガソリン及び軽油の保管状況について		1
⑥ PCB 汚染物を保管していると誤認させる掲示について		1
⑦ 稼働率の低い施設の料金設定・使用目的の柔軟化について		2
10. 千葉県国際総合水泳場について		
① 将来供用予定のない備品の不用決定について	1	
② 会議室の稼働率向上施策について		1
③ 駐車場の利用状況及び料金体系について		1
④ プール等の使用料について		1
⑤ 65 歳以上の高齢者に対するプール等使用料の無料制度について		1
II その他の社会教育事業について		
1. 生涯スポーツ振興事業について		
① 千葉県障害者スポーツ振興事業（千葉県障害者スポーツ大会等）の人件費の積算について		2
② 補助事業に係る予算額及び補助対象経費の見直しについて		1
合計	37	65

## 2. 監査結果の総括

外部監査の対象となった社会教育施設及びその施設所管課における事務・事業又は業務の実施状況については、全体として、外部環境の変化を踏まえつつ、公の施設の維持管理運営について、概ね効率的かつ効果的に行っているものと認識することができた。また、指定管理者として行政代替的な役割を担う出資団体においても、民間の発想や施設管理のノウハウを活用し、行政目的の達成に大きく寄与している状況が確認された。

その一方で、内部統制の運用状況や事務処理の在り方については、なお改善の余地が認められる事項も存在する。今年度の包括外部監査の結果として、各監査対象部局又は指定管理者における更なる改革・改善に資するものとして、個別意見において、指摘 37 件、意見 65 件の改善要望を行っている。これらのうち、指摘事項の多くは、備品の管理、公有財産の管理、委託業務の契約といった、典型的な財務監査の論点に集中している。監査テーマや監査対象となる部局等が異なる場合であっても、また、初めて包括外部監査の対象となったテーマや部局等であったとしても、指摘事項の傾向が大きく変わるものではないことが、今回の監査を通じて改めて確認されたところである。

一方、今回の監査テーマにおいては、各施設の特性や運営形態を反映した、テーマ特有の発見事項も数多く確認された。これらについては、「令和7年度 千葉県包括外部監査結果報告書 第4 各論としての外部監査結果」において、個々の指摘及び意見として詳述しているところであるが、本項では、監査対象となった社会教育施設ごとに、特に印象的であった事項を中心に取り上げ、その概要を簡潔に整理することとする。

### (1) 千葉県立図書館について

県立図書館（中央図書館・西部図書館・東部図書館）については、日常の運営や事務がおおむね適切に行われており、全体として安定した管理状況にあるものと認識される。一方で、今後の取組の参考となる点もいくつか確認された。

東部図書館では、旭市図書館の移転に伴う開架スペースの縮小等を背景として、重複する図書資料が一定期間、段ボール箱に入れた状態で保管されている状況が見受けられた。こうした状況については、施設の有効活用や資料保存の観点から一定の整理が求められる面もあることから、今後は整理の進め方や実施時期について検討を深めていくことが望まれる。

また、IC タグ貼付業務の委託に関しては、契約時に想定した数量と実際の作業量との間に差が生じた事例が確認された。このような場合には、契約内容の見直しを

含め、実績に即した対応を行うことにより、より適正な事務処理につながるものと考えられる。

さらに、備品管理についても、故障した備品の取扱いや帳簿と実態との確認など、日常的な点検や整理を継続して行うことにより、管理の質の一層の向上が期待される。

以上を踏まえ、県立図書館においては、これまでの取組を基礎としつつ、資料管理、契約事務及び備品管理について引き続き改善に向けた検討を行うことにより、施設機能の発揮と県民サービスのさらなる充実につながることを期待される。

## (2) 千葉県立鴨川青少年自然の家について

鴨川青少年自然の家については、開所以来 37 年以上が経過し施設の老朽化が進んでいるものの、長寿命化計画に位置付けられており、今後も一定期間の運営継続が見込まれている施設である。全体としては、青少年の自然体験活動の拠点としての役割を果たしてきている一方で、安全・安心の確保に直結する維持管理や管理運営の在り方について、今後の取組の参考となる点がいくつか確認された。

指定管理者制度の運用に関しては、県と指定管理者との役割分担や責任関係について、より明確化を図る余地がある状況が見受けられた。施設管理の安定性を確保し、継続的な運営を行っていくためには、制度上の位置付けや運用ルールについて、改めて整理・共有を進めていくことが望まれる。

具体的には、指定管理者が県から支出される委託料を財源として購入した備品について、県への帰属や必要な手続の整理が十分でない事例が見受けられた。今後は、備品の帰属に関する考え方を県と指定管理者の間で共有し、手続の明確化を図ることにより、適正な公有財産管理につなげていくことが期待される。

また、管理運営業務に必要な車両の取扱いについても、代替整備や使用条件の整理について検討の余地がある状況が確認された。県が設置者として主体的に必要な物品を整備することを基本としつつ、やむを得ず指定管理者所有の車両を使用する場合には、費用負担や責任関係を文書により明確にするなど、運用の適正化を図っていくことが望まれる。

以上を踏まえ、鴨川青少年自然の家においては、県が設置者としての役割を改めて整理した上で、指定管理者との協議を通じて必要な対応を段階的に進めていくことにより、内部統制の充実と施設運営の安定化が図られることが期待される。

### (3) さわやかちば県民プラザについて

県民プラザについては、開設当初に想定されていた4つの機能から、現在は生涯学習及び芸術文化の2機能へと役割が整理されており、施設の性格が明確化されつつある状況にある。県の「公の施設の見直し方針」に基づき、有効活用に向けた検討や一部機能の転用も段階的に進められており、施設の再構築に向けた取組が継続されている点は評価できる。

一方で、稼働率が低い料理室や和室研修室、長期間使用されていない厨房跡地やハイビジョンシアター、故障したままとなっている設備など、十分に活用されていない資産が見受けられる状況にある。また、物品管理や委託契約事務についても、運用の透明性や効率性の観点から整理を進めていく余地があるものと考えられる。

これらを踏まえると、既に進められている有効活用の検討を基礎としつつ、施設全体の利用実態や役割を改めて整理した上で、計画や手続の明確化を図り、実行管理を一層充実させていくことが望まれる。今後、こうした取組を着実に積み重ねていくことにより、施設機能の発揮と県民サービスの向上の両立につながることを期待される。

### (4) 千葉県立美術館について

美術館については、美術館友の会との長年にわたる協力関係を背景として、展示活動や普及事業の推進に一定の役割を果たしてきたものと評価される。一方で、美術館友の会に関わる事務については、慣行的な運用が継続してきた結果、契約管理や財産管理に係る基本的な手続が十分に整理されていないと考えられる点が複数確認された。

具体的には、ミュージアムショップにおける図録及び絵葉書の有償頒布業務において、契約書で求められている年度ごとの業務完了報告書の提出が行われておらず、月次報告による確認にとどまっていた。また、年度末時点における残数確認に関する証跡も十分とはいえず、委託販売物品の財産管理及び契約管理の観点から、整理を要する状況が見受けられた。

さらに、第1アトリエ及び第2アトリエにおいては、美術館友の会主催の実技講座が継続的に実施され、受講料が徴収されている一方で、行政財産の使用許可手続の整理が行われていなかった。この点については、施設利用における公平性や透明性の観点から、減免の取扱いを含め、ルールの明確化を図る必要がある。

加えて、県費により作成したオリジナルグッズを美術館友の会へ譲渡した事案では、承認・決裁や引渡しに係る記録が十分に整備されておらず、財産処分手続として整理を要する状況であった。

以上を踏まえると、美術館友の会の活動が美術館の振興に寄与してきた点を評価しつつも、今後は契約、施設利用及び物品の取扱いに関する手続と記録について、改めて整理・明確化を進め、より透明性の高い運営体制を構築していくことが期待される。

#### (5) 千葉県立中央博物館について

中央博物館については、契約事務、物品管理、資料保存、施設管理の各分野において、規程や仕様書に基づく確認や記録が十分に行われていない場面が見受けられ、内部統制や説明責任の確保に課題が認められた。特に、博物館の根幹を成す収蔵品の管理については、保存環境、所在管理、施設計画の各側面で改善を要する状況が確認された。

本館では、本来書庫に収蔵すべき書籍が段ボール箱に入れられたまま廊下に置かれており、大利根分館においても収蔵品が十分な環境管理の下で保管されていない事例が確認された。本館への機能集約が進む中、収蔵スペースの不足が顕在化しており、資料の劣化や損傷に加え、紛失や誤廃棄といった管理上のリスクが高まっている。

また、大利根分館では、収蔵品台帳に登録されていない民俗資料が多数存在し、基本情報が未整理のまま保管されていた。未登録の状態が続くことは、所在管理の空白を生じさせ、管理責任の明確化という点でも課題がある。保存、活用、廃棄のいずれを選択する場合においても、早期の把握と判断が求められる。

さらに、収蔵スペース不足が喫緊の課題であるにもかかわらず、施設整備計画が未策定のままりリニューアルを待つ状況が続き、暫定的な改善策が進みにくい状況も見受けられた。

今後は、未整理資料の整理と適正な収蔵、未登録資料の台帳整備と取扱方針の決定、施設整備計画の早期策定を一体的に進め、収蔵品を適切に守り、将来にわたり活用できる体制を整えていくことが期待される。

#### (6) 千葉県立現代産業科学館について

現代産業科学館については、財産管理、施設管理、資料管理といった基礎的な業務を中心に監査を実施した。その結果、全体としては施設運営が効率的かつ効果的に行われている一方で、管理の各段階において、今後の取組の参考となる点がいくつか確認された。

備品管理に関しては、機能的陳腐化により供用できなくなった備品や廃棄予定品が一定期間保管されたままとなっている事例が見受けられた。月次の調査・確認や

年次の現物実査、不用決定・廃棄といった一連の手続について、より実態に即した運用を行うことで、備品出納簿の正確性を高め、財産管理の適正性を一層確保していくことが望まれる。

また、エントランス付近のコインロッカーや一部の体験型展示設備、トイレ等について、一定期間使用不能となっていた状況が確認された。来館者サービスや施設の基本的な機能を維持する観点から、修繕や代替措置について、計画的な対応を検討していく余地があると考えられる。

収蔵資料の管理についても、タグ付与や棚番号表示の整理状況にばらつきが見受けられ、台帳と現物との照合性を高めていく必要がある状況が確認された。手順の明確化を進めることで、属人的な管理に依存しない体制の構築が期待される。

以上を踏まえ、現代産業科学館においては、備品及び収蔵資料の管理に関する基本的な手続を改めて整理した上で、定期点検や台帳更新を着実に実施し、必要な是正を適時に行っていくことにより、公共施設としての信頼性とサービス品質の維持・向上につなげていくことが期待される。

#### (7) 千葉県立房総のむらについて

房総のむらについては、備品、収蔵品及び指定管理業務に係る管理の基本的事項に関して、今後の管理運営の充実に向けて整理・改善が望まれる点がいくつか確認された。これらの事案は内容こそ異なるものの、現況の把握と記録の整合をいかに確実にやっていくかという共通の課題を内包している。

備品管理においては、備品出納簿に登録されているにもかかわらず、長期間にわたり現物の所在が確認できない備品が見受けられた。物品管理システム導入時に所在不明となった備品について、その後の実査や整理が十分に行われておらず、帳簿と実態との間に乖離が生じていた点は、今後の改善に向けた検討が求められる。

また、収蔵品管理では、収蔵品台帳に「不明」と記載された資料が一定数存在し、所在確認や台帳修正が長期間にわたり進んでいない状況が確認された。この点については、指定管理者による整理作業とあわせて、施設所管課による確認や進捗管理を通じ、計画的に改善を図っていくことが重要である。

さらに、指定管理業務に関しては、キャッシュレス決済導入の遅延に伴い生じた余剰金の取扱いについて、契約内容との関係を踏まえた整理が十分とはいえない事例が見受けられた。今後は、委託料算定の前提となる業務内容の履行状況を適切に確認し、契約管理の透明性を一層高めていくことが望まれる。

以上を踏まえ、房総のむらにおいては、備品・収蔵品・委託料といった管理対象について、定期的な確認と記録の見直しを通じて、実態と帳簿の整合性を高めるとともに、施設所管課による監督機能の発揮を通じて、安定的かつ適正な管理運営体

制の確立を図っていくことが期待される。

#### (8) 千葉県立文化会館について

県立文化会館（文化会館、芸術文化ホール、東総文化会館）については、物品管理、施設維持管理及び契約事務の各面において、引き続き整理・改善を進めていくことが望ましい事項が確認された。

備品管理においては、大規模改修や廃棄処理を契機として、備品出納簿と現物の不一致、不用決定を経ない廃棄、調査・確認の不十分さが一部に見受けられたものの、関係資料の確認や対応に向けた取組も進められている状況が確認された。

施設の維持管理については、老朽化が進行する中、外壁タイルの剥落など、将来的な安全性や資産価値への影響が懸念される事案が確認された一方、点検・診断を踏まえた対応の必要性については認識が共有されており、計画的な対応を検討していくことが求められる。

また、契約事務においても、履行状況の確認や記録の整理について、現行の取組を踏まえつつ、より丁寧な運用を積み重ねていく余地があると考えられる。

以上を踏まえ、現況把握と記録の整合を基本として、既存の取組を生かしながら計画性と実効性を備えた管理体制の構築を進めていくことにより、施設の安定的な運営と利用者サービスの向上につながることを期待される。

#### (9) 千葉県総合スポーツセンターについて

総合スポーツセンターについては、県民のスポーツ・健康づくりの拠点として、多様な利用ニーズに応えながら、全体として安定的な運営が行われているものと認識される。

施設全体としては、土日や夜間に利用が集中する一方、平日昼間の稼働率が低迷しているという構造的な課題が確認された。もっとも、これは多くの公共スポーツ施設に共通して見られる傾向でもあり、利用特性を踏まえた工夫により、さらなる活用の余地があるものと考えられる。とりわけ、武道館をはじめとする一部施設では、利用状況の二極化が顕著であり、現行の運営手法の下では、施設が有する潜在的な活用可能性が十分に生かされていない状況が見受けられた。

料金設定の面では、平日と休日、昼間と夜間で利用需要に明確な差があるにもかかわらず、多くの施設で料金体系に差が設けられていない状況が確認された。利用実態や利用者ニーズを踏まえ、柔軟な料金設定を検討することなどにより、利用促進につながる可能性がある。また、武道館については、武道人口の減少や利用者層の変化といった社会環境を踏まえ、従来の武道利用を基本としつつ、本来の設置目

的を損なわない範囲で、多様な使用目的を認めていく視点も有効であると考えられる。施設特性に配慮しながら、平日昼間における新たな需要の創出や利用者層の拡大が期待される。

今後は、指定管理者と連携し、利用実態の分析やニーズ把握を丁寧に行った上で、料金設定や使用目的の在り方について段階的に検討を進めることにより、施設の公共性を維持しつつ、稼働率の向上と施設価値の一層の向上が図られることが期待される。

#### (10) 千葉県国際総合水泳場について

国際総合水泳場については、主要な機能である水泳利用が安定的に確保されており、競技・練習の拠点として一定の役割を果たしている。一方で、会議室や駐車場といった付帯施設については、利用条件や料金体系が固定化していることにより、平常時の稼働が十分に引き出されていない状況が確認された。公の施設としての有効活用や利用者利便の向上、安定的な収入確保の観点から、運用の柔軟化を検討する余地があると考えられる。

会議室については、第1・第2会議室ともに月間稼働率が30～40%台で推移しており、利用に一定の余裕が見受けられる。その要因として、仕様書により国際総合水泳場に登録した団体に利用が限定されている点が挙げられる。水泳関連団体の優先利用を確保する合理性は認められるものの、空き時間帯については、公有財産の効率的活用の観点から、運用の在り方を検討する余地がある。試行的な外部利用を通じて支障の有無を検証し、段階的な運用見直しを行っていくことが望まれる。

また、駐車場については、大会時を除き平日昼間の稼働が低調であり、現行料金体系に最大料金が設定されていないことが、利用促進の面で一定の影響を与えている可能性がある。近隣民営駐車場の状況や利用者の声を踏まえ、最大料金の導入や時間帯別料金、国際総合水泳場利用者への配慮措置などについて、検討を進めていくことが求められる。

今後は、指定管理者と連携し、付帯施設の利用実態を丁寧に分析した上で、段階的な運用改善を進めることにより、施設全体としての価値向上と持続的な管理運営につなげていくことが期待される。

今年度の包括外部監査においては、多くの社会教育施設に対して現場往査を実施し、職員による業務の実施状況、利用者による施設の利用状況及び職員と利用者との間におけるコミュニケーションの状況を直接確認した。

その結果、県における社会教育のためのインフラは、施設の種類、規模及び機能の面において、全体として相応に整備されており、県民の多様な学習活動や文化・スポ

ーツ活動を支える基盤として、一定の水準を確保しているものと認識される。

また、各施設においては、職員による利用者対応が概ね丁寧に行われており、県民が安心して施設を利用できる環境づくりが図られている状況が確認された。これらは、日常的な施設運営に携わる職員一人一人の継続的な取組の積み重ねによるものであり、社会教育施設の円滑な運営を支える重要な基盤となっているものと評価できる。

このように、県の社会教育施設は、施設整備及び運営の両面において一定の成果を上げているものと認識される。一方で、今後も社会環境や県民ニーズの変化を踏まえながら、より効果的かつ効率的な施設運営や内部統制の充実に向けた継続的な見直しを行っていくことにより、県民にとって一層利用しやすく、信頼される社会教育施設としての役割が発揮されていくことを期待したい。